

現場技術業務委託 積算基準書 新旧対照表

現場技術業務積算基準【土木（港湾空港関係除く）】
改定後

改正前

5. 標準歩掛

標準歩掛は以下のとおりとする。

(1) 打合せ

1月当たり

作業区分	単位	数量	職階	備考
定例打合せ	人	1.0	技師 (A)	移動時間を含む。 2回/月を標準とする。

※管理技術者を対象とする。

(2) 工事監督支援業務

1) 工事管理

1工事当たり

作業区分	単位	数量	職階	備考
工事管理	人	0.25	技師 (A)	工事書類、関係資料の確認を対象とする。

※管理技術者を対象とする。

2) 工事監督支援

1月当たり

作業区分	単位	数量	職階	備考
指揮・監督業務	人	1.0	技師 (A)	想定される監督補助員が2人以下の場合は、0.5を乗じる。
監督補助員	式	1.0	技師 (C)	業務内容が標準的でない場合は別途考慮するものとする。なお、人件費の計算は次式による。
直接経費	式	1.0		

(注) 指揮、監督業務については管理技術者を対象とする。

監督補助員については、以下の通りとする。

- ・監督補助員 (式/月) = 基準日額 × 必要人数 × 19.5 人 / 日 × 月 + 超過業務標準相当額
- ・必要人数は、業務対象工事量を考慮し決定するものとする。
- ・超過業務標準相当額の積算は、監督補助員の時間外給与月当たり 30 時間相当分を計上することを標準とする。なお、超過業務時間あたり単価は次式による。

$$\text{超過時間あたり標準単価} = \text{基準日額} \times 1 / 8 \times A \times B$$

ただし A、B は以下の通りとする。

$$A = 1.25 / 1.00 \quad B = \text{割増対象賃金比}$$

5. 標準歩掛

標準歩掛は以下のとおりとする。

(1) 打合せ

1月当たり

作業区分	単位	数量	職階	備考
定例打合せ	人	0.6	技師 (A)	移動時間を含む。1回/月を標準とする

※管理技術者を対象とする。

(2) 工事監督支援業務

1) 業務計画

1業務当たり

作業区分	単位	数量	職階	備考
業務計画	人日	1.4	技師 (A)	担当技術者の歩掛は、基準日額の計算を含む。

2) 工事管理

1工事当たり

作業区分	単位	数量	職階	備考
工事管理	人	0.4	技師 (A)	工事書類、関係資料の確認を対象とする。

※管理技術者を対象とする。

3) 工事監督支援

① (現場技術員の技術者区分が監督補助員 (I) の場合)

1月当たり

作業区分	単位	数量	職階	備考
指揮・監督業務	人	1.1	技師 (A)	想定される監督補助員が2人以下の場合は、0.5を乗じる。
監督補助員 (I)	式	1.0	技師 (C)	業務内容が標準的でない場合は別途考慮するものとする。なお、人件費の計算は次式による。
直接経費	式	1.0		

(注) 指揮・監督業務については管理技術者を対象とする。

② (現場技術員の技術者区分が監督補助員 (II) の場合)

1月当たり

作業区分	単位	数量	職階	備考
指揮・監督業務	人	1.1	技師 (A)	想定される監督補助員が2人以下の場合は、0.5を乗じる。
監督補助員 (II)	式	1.0	技術員	業務内容が標準的でない場合は別途考慮するものとする。なお、人件費の計算は次式による。
直接経費	式	1.0		

(注) 指揮・監督業務については管理技術者を対象とする。

監督補助員については、以下の通りとする。

- ・監督補助員 (式/月) = 基準日額 × 必要人数 × 19.5 人 / 日 × 月 + 超過業務標準相当額
- ・必要人数は、業務対象工事量を考慮し決定するものとする。
- ・超過業務標準相当額は、業務内容及び業務期間に応じて関係法令を遵守し計上できる。なお、超過業務時間あたり単価は次式による。

$$\text{超過時間あたり標準単価} = \text{基準日額} \times 1 / 8 \times A \times B$$

ただし A、B は以下の通りとする。

$$A = 1.25 / 1.00 \quad B = \text{割増対象賃金比}$$